

(証券コード5758)
2018年6月1日

株 主 各 位

大阪市東成区神路三丁目8番36号
F C M 株 式 会 社
代表取締役社長 川 森 晋 治

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月18日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月19日（火曜日）午前10時00分
2. 場 所 大阪市東成区神路三丁目8番36号
当社本店 多目的ホール（末尾ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第70期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

（お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会場の準備の都合上、受付開始は午前9時15分を予定しております。

◎本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載をさせていただいております。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の内容を下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	http://www.fc-m.co.jp/ir.html
----------	---

◎節電対策として当日は軽装にて実施させていただきますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度においては、それぞれのセグメントで受注の拡大と生産性の向上に取り組み、一定の成果を上げることができました。その結果、当事業年度の業績は売上高23,506,555千円（前期比24.4%増）、営業利益655,202千円（前期比128.6%増）、経常利益650,993千円（前期比132.8%増）、当期純利益453,286千円（前期比154.6%増）となりました。

単位（百万円）

	前期 2017年3月期	当期 2018年3月期	増減率
売上高	18,898	23,506	24.4
営業利益	286	655	128.6
経常利益	279	650	132.8
当期純利益	178	453	154.6
(参考)加工売上高	4,241	4,804	13.3

(注) 当社では売上高から主要な材料費等を控除した金額を「加工売上高」と称し、経営指標として用いております。

セグメント別の業績概要は、以下のとおりです。

（電子機能材事業）

電子機器や電子部品に使用される部材の表面処理加工を主とする電子機能材事業では、売上高7,232,469千円（前期比15.2%増）となりました。民生向けでは、要求の強まっているコネクタの微細化・省Au（金）化に対応した設備を導入し、同時に生産の集約化・合理化による生産性向上に注力しました。これによる民生向け製品群の生産量増大に加えて、一方の自動車、産業機器、医療機器向け製品群も堅調に受注が推移したことから利益率の改善が進み、当セグメントの経常利益は375,131千円（前期比363.2%増）となりました。

（電気機能線材事業）

電線・配線用ケーブル・通信用ケーブルなどの伸線加工を主とする電気機能線材事業では、売上高は16,274,085千円（前期比28.9%増）となりました。当事業年度の国内銅建値（年度平均）が、前事業年度の603.9円/kgから756.7円/kgへと高騰し、原材料費とともに売上高も増加しました。主力の設備用電線など建設・電販向けをはじめ、平角線・異形線加工も計画を上回る受注状況となり、事業年度を通じて高水準での設備稼働が維持できたことなどから、当セグメントの経常利益は275,861千円（前期比38.9%増）となりました。

単位（百万円）

	前期 2017年3月期				当期 2018年3月期				増減率	
	売上高	構成比	加工 売上高	構成比	売上高	構成比	加工 売上高	構成比	売上高	加工 売上高
電子機能材事業	6,277	33.2%	3,059	72.1%	7,232	30.8%	3,521	73.3%	15.2%	15.1%
電気機能線材事業	12,621	66.8%	1,182	27.9%	16,274	69.2%	1,283	26.7%	28.9%	8.5%
合計	18,898	100.0%	4,241	100.0%	23,506	100.0%	4,804	100.0%	24.4%	13.3%

当社の利益配分については、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績と配当金額との連動性を重視しております。内部留保金については、将来の成長分野及び研究開発への投資により事業・業績の拡大を図るとともに、財務体質の強化にも努めております。配当の時期については中間配当と期末配当の年2回としております。これらの剰余金の配当の決議機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。具体的な利益配分に関する基本方針は以下のとおりです。

① 業績に連動した利益配分を基準とする。

② 配当性向の目標を30%とする。

上記方針に基づき、期末配当については1株当たり80円とする案を株主総会にお諮りいたします。その結果、年間で前期比48円増配の1株当たり80円となる予定です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は234百万円となりました。主なものは、電子機能材事業における生産設備の増設及び更新(124百万円)並びに電気機能線材事業における伸線設備の増設及び更新(67百万円)に伴う投資によるものです。

また、設備などの更新に伴う除却金額は7百万円となりました。

工場別の設備投資額は、以下のとおりです。

大阪	77百万円
富山	79百万円
京都	77百万円
合計	234百万円

(3) 資金調達の状況

設備投資に必要な資金は自己資金及び借入によってまかなっております。

（４）基本理念及び対処すべき課題

1 基本理念

FCM (Fine Chemical & Materials) の社名を体現すべく高品質・高精細・高付加価値の表面改質技術及び機能材を社会に提供し、技術を重視する企業として、環境に配慮しつつ、人の未来と社会の発展に対して永続的に貢献することを目指す。

2 対処すべき課題

当社は、「ものづくり」に真摯に取り組み、現場・現物・現実を直視した本質を見据えて活動を行っています。そのために必要な技術力・労働力をもって生産性の向上を図り、成長し続けることができる企業体質の構築、継続的改善を行い、利益の確保を目指してまいります。

① 生産性の向上及び環境の整備

当社では、最新の製造設備を設置し、それらを駆使することができる従業員の存在によって生産性を向上させることができると考えております。

最新設備であるが故にさまざまな問題点があり、生じる問題点を一つ一つ改善することにより、ノウハウ・技術を蓄積し、生産性を向上させようと鋭意努力しております。

また、当社における「ものづくり」の根底にあるものは、新・旧設備を駆使する従業員の技術力であると考えており、優秀な人材を確保し、技術力の向上が生産性を向上させるとの観点から、安全・安心な職場環境を整備しています。

② 働き方改革と労働力の確保及び人材育成

生産性を向上させることができる労働力を確保するために、創業以来の従業員の働き方の改革を実施しております。当該改革によって、各従業員にとってベストな働き方を見いだすことで、業務の効率化を図り、生産性向上に繋がりたいと考えております。

働き方改革と合わせて、当社の風土を活かしたベテラン社員の技能承継を含めた開発・生産・品質等の各工程におけるスペシャリストの育成に注力するとともに、多様性に富んだ労働力の確保に注力してまいります。

③ 新規分野及び環境保全のための投資

よりよい「ものづくり」や企業の成長の維持・継続のために、新規分野や新規事業への投資を積極的に検討してまいります。また、安全・安心な職場作りや環境保全のための投資についても積極的に進めてまいります。

④ 持続的成長を実現する財務体質の改善

事業拡大に必要である継続的な投資や経営環境の急変にも耐えることができるように、より一層の財務体質の改善を行い、持続的な成長を実現してまいります。

⑤ 法令等の遵守及び企業の社会的責任

経営理念である「公明正大」、安全・安心な「ものづくり」を実現するため、法令等の遵守を始めとした企業行動倫理を徹底し、企業の社会的責任を果たしてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第67期	第68期	第69期	第70期(当期)
	2014年4月1日から 2015年3月31日まで	2015年4月1日から 2016年3月31日まで	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで
売上高(百万円)	20,978	20,597	18,898	23,506
経常利益(百万円)	775	685	279	650
当期純利益(百万円)	469	447	178	453
1株当たり当期純利益(円)	275.29	262.48	104.50	266.05
総資産(百万円)	9,810	9,667	10,811	12,476
純資産(百万円)	3,737	4,039	4,079	4,485
1株当たり純資産額(円)	2,193.87	2,371.26	2,394.70	2,632.72

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は古河電気工業株式会社であり、同社は当社の株式を940,567株(出資比率55.2%)保有しております。

当社は親会社より銅荒引線の仕入の他、銅芯線の生産を委託され、これらを納入しております。

当社はこれらの取引をするにあたり、仕入については市場価格等を参考にして価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。販売についても市場価格、総原価等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、適正性・妥当性を検討した上で、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当社は、電気機器や電子部品に使用されている材料・部品の金属メッキ加工、表面処理加工、製造及び販売を主たる業務とする「電子機能材事業」と、電線、配線用ケーブル、通信用ケーブルなどの伸線加工を主たる業務とする「電気機能線材事業」を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2018年3月31日現在)

本社及び大阪・神路工場

大阪市東成区神路三丁目8番36号

大阪・深江北工場

大阪市東成区深江北一丁目16番17号

富山工場

富山県富山市八尾町保内二丁目3番6号

京都工場

京都市南区上鳥羽南唐戸町100番地

東京営業所

東京都港区新橋二丁目16番1号 ニュー新橋ビル708 C-7号室

名古屋営業所

名古屋市中村区名駅四丁目24番5号 第二森ビル

(9) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
239 (82) 名	4名増(増減なし)	39.9歳	9.5年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート、嘱託社員及び派遣社員等は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、パート、嘱託社員及び派遣社員等を除外して計算しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	1,108百万円
株式会社三井住友銀行	502百万円
株式会社京都銀行	500百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	245百万円

2. 株式の状況（2018年3月31日現在）

- （1）発行可能株式総数 5,345,068株
- （2）発行済株式の総数 1,704,267株（自己株式を含む）
- （3）株主数 2,742名（前期末比 55名減）
- （4）大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
古 河 電 気 工 業 株 式 会 社	940千株	55.2%
小 原 直 人	40千株	2.4%
小 原 登	23千株	1.4%
小 原 徹 昭	22千株	1.3%
F C M 従 業 員 持 株 会	22千株	1.3%
川 森 晋 治	20千株	1.2%
山 口 昌 志	10千株	0.6%
弥 栄 電 線 株 式 会 社	9千株	0.6%
吉 村 武 司	9千株	0.6%
白 崎 賢 治	6千株	0.4%

（注）持株比率は自己株式（534株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2018年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	市 居 律 雄	全社統括 電子機能材事業部長兼電子機能材事業部営業部長 電気機能線材事業部長兼電気機能線材事業部製造部長 管理部長 古河電気工業(株)戦略本部経営企画室主査 弁護士 弁護士 SRSホールディングス(株)取締役 (監査等委員)
取締役副社長	川 森 晋 治	
取 締 役	野 原 彰 洋	
取 締 役	白 崎 賢 治	
取 締 役	丸 山 仁	
取 締 役	新 山 晃 生	
取 締 役	渡 邊 純 二	
常 勤 監 査 役	南 出 喜 治	
監 査 役	土 井 博	
監 査 役	宮 本 圭 子	

(注) 1. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
市 居 律 雄	代表取締役社長	取締役相談役	2018年4月1日
川 森 晋 治	取締役副社長	代表取締役社長	

2. 取締役渡邊純二氏は、社外取締役であります。
3. 取締役渡邊純二氏は、2018年3月31日付で熊本大学客員教授（イノベーション推進機構）を退任いたしました。
4. 監査役土井博氏及び監査役宮本圭子氏は、社外監査役であります。
5. 監査役宮本圭子氏は、2017年6月29日付でSRSホールディングス(株)取締役（監査等委員）に就任いたしました。
6. 常勤監査役南出喜治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は取締役渡邊純二氏、監査役土井博氏及び監査役宮本圭子氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 新山晃生、渡邊純二及び監査役 土井博、宮本圭子の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結

しております。当該契約に基づく責任の限度額は、50万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	126百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9百万円 (2百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (3名)	136百万円 (3百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月18日開催の第65期定時株主総会において年額200百万円以内とし、その内訳は年額170百万円以内(うち社外取締役分10百万円)とする固定報酬枠と年額30百万円以内とする業績連動報酬枠とで構成すると決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2003年6月26日開催の第55期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取締役	渡 邊 純 二	熊本大学客員教授(イノベーション推進機構)
監査役	宮 本 圭 子	SRSホールディングス(株)取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役渡邊純二氏は、2018年3月31日付で熊本大学客員教授(イノベーション推進機構)を退任いたしました。なお、同大学と当社との間には特別の関係はありません。
2. 監査役宮本圭子氏は、2017年6月29日付でSRSホールディングス(株)取締役(監査等委員)に就任いたしました。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員が親会社等及び親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社等または親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

③ 社外取締役及び社外監査役の当事業年度中の主な活動状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 渡邊 純二	12回	100%	—	—
監査役 土井 博	12回	100%	12回	100%
監査役 宮本 圭子	12回	100%	12回	100%

- (注) 1. 取締役渡邊純二氏は、出席した取締役会において社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
2. 監査役土井博氏及び監査役宮本圭子氏は、出席した取締役会において社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

また、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、親会社の議決権の所有割合が50%を超えている現状に鑑みて、現時点での買収防衛策の導入はしておりません。

貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,021,006	流 動 負 債	5,765,071
現 金 及 び 預 金	577,770	買 掛 金	4,241,883
受 取 手 形	1,040,853	短 期 借 入 金	300,000
電 子 記 録 債 権	1,164,454	1年内返済予定の長期借入金	475,920
売 掛 金	4,193,764	未 払 金	397,897
仕 掛 品	473,512	未 払 費 用	105,707
原材料及び貯蔵品	526,227	未 払 法 人 税 等	199,848
前 払 費 用	13,649	前 受 金	488
繰 延 税 金 資 産	25,336	預 り 金	28,527
未 収 入 金	630	役 員 賞 与 引 当 金	14,800
そ の 他	4,806	固 定 負 債	2,226,078
固 定 資 産	4,455,603	長 期 借 入 金	1,651,545
有 形 固 定 資 産	4,208,896	長 期 未 払 金	71,715
建 物	904,661	退 職 給 付 引 当 金	502,818
構 築 物	24,779	負 債 合 計	7,991,150
機 械 及 び 装 置	1,202,662	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	9,664	株 主 資 本	4,478,967
工具、器具及び備品	178,969	資 本 金	687,749
土 地	1,863,981	資 本 剰 余 金	826,871
建 設 仮 勘 定	24,177	資 本 準 備 金	826,871
無 形 固 定 資 産	20,280	利 益 剰 余 金	2,965,595
ソ フ ト ウ ェ ア	15,837	利 益 準 備 金	20,485
電 話 加 入 権	1,476	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,945,109
公 共 施 設 利 用 権	2,967	別 途 積 立 金	431,728
投資その他の資産	226,426	繰 越 利 益 剰 余 金	2,513,381
投 資 有 価 証 券	37,860	自 己 株 式	△1,247
出 資 金	78	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,491
従業員に対する長期貸付金	80	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,491
長 期 前 払 費 用	1,570	純 資 産 合 計	4,485,459
繰 延 税 金 資 産	177,922	負 債 純 資 産 合 計	12,476,610
敷 金 及 び 保 証 金	8,915		
資 産 合 計	12,476,610		

損 益 計 算 書

（ 2017年4月1日から
2018年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		23,506,555
売 上 原 価		21,501,755
売 上 総 利 益		2,004,799
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,349,596
営 業 利 益		655,202
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	1,041	
受 取 補 償 金	661	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	2,004	
受 取 賃 貸 料	4,308	
固 定 資 産 税 還 付 金	3,389	
雑 収 入	3,246	14,659
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,011	
売 上 割 引	5,834	
賃 貸 費 用	1,014	
そ の 他	3,007	18,868
経 常 利 益		650,993
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,699	1,699
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,888	7,888
税 引 前 当 期 純 利 益		644,804
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	225,373	
法 人 税 等 調 整 額	△33,855	191,518
当 期 純 利 益		453,286

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月9日

F C M株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 千 崎 育 利 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、F C M株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日、企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月15日

F C M株式会社 監査役会

常勤監査役 南 出 喜 治 ㊟

社外監査役 土 井 博 ㊟

社外監査役 宮 本 圭 子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分については、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績と配当金額との連動性を重視しております。内部留保金については、将来の成長分野及び研究開発への投資により事業・業績の拡大を図るとともに、財務体質の強化にも努めております。配当の時期については中間配当と期末配当の年2回としております。具体的な利益配分に関する基本方針は以下のとおりです。

- ① 業績に連動した利益配分を基準とする。
- ② 配当性向の目標を当期純利益の30%とする。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は136,298,640円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、事業構築を積極的に推進するため、取締役会において機動的に意思決定が行えるように取締役1名を減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1 再任	かわ もり しん じ 川 森 晋 治 (1962年9月12日)	1986年4月 S M B C 日 興 証 券 (株) 入 社 1991年1月 当 社 入 社 2005年1月 当 社 専 務 取 締 役 2011年6月 当 社 専 務 取 締 役 管 理 部 管 掌 2012年6月 当 社 専 務 取 締 役 電 子 機 能 材 事 業 部、管理 部 管 掌 2015年6月 当 社 専 務 取 締 役 管 理 部 管 掌 2017年6月 当 社 取 締 役 副 社 長 全 社 統 括 2018年4月 当 社 代 表 取 締 役 社 長 (現 任)	20,613株
2 再任	の はら あき ひろ 野 原 彰 洋 (1971年9月7日)	1994年4月 当 社 入 社 2006年2月 当 社 電 子 機 能 材 事 業 部 営 業 部 長 2008年6月 当 社 電 子 機 能 材 事 業 部 長 兼 電 子 機 能 材 事 業 部 営 業 部 長 2013年6月 当 社 取 締 役 電 子 機 能 材 事 業 部 長 兼 電 子 機 能 材 事 業 部 営 業 部 長 (現 任)	3,427株
3 再任	しら さき けん じ 白 崎 賢 治 (1959年10月11日)	1984年3月 当 社 入 社 2004年6月 当 社 電 気 機 能 線 材 事 業 部 製 造 部 長 2013年5月 当 社 電 気 機 能 線 材 事 業 部 長 兼 電 気 機 能 線 材 事 業 部 製 造 部 長 2017年6月 当 社 取 締 役 電 気 機 能 線 材 事 業 部 長 兼 電 気 機 能 線 材 事 業 部 製 造 部 長 (現 任)	6,000株
4 再任	まる やま じん 丸 山 仁 (1969年3月6日)	1999年6月 (有)シグマ基礎工業入社 2003年2月 当 社 入 社 2013年4月 当 社 管 理 部 長 2017年6月 当 社 取 締 役 管 理 部 長 (現 任)	487株

候補者の 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5 再任	にい やま てる お 新 山 晃 生 (1963年 7 月21日)	1986年 4 月 古河電気工業㈱入社 2013年 4 月 古河電気工業㈱戦略本部経営企画室 主査（現任） 2014年 6 月 当社取締役（現任）	0株
6 再任	わた なべ じゅん じ 渡 邊 純 二 (1942年 6 月29日)	1968年 4 月 日本電信電話㈱入社 1989年 4 月 日本電信電話㈱ 研究所 主席研究 員 1990年 6 月 住友金属工業㈱入社 1995年12月 名古屋工業大学客員教授（極微構造デ バイス研究センター） 1998年 4 月 熊本大学 工学部教授 2007年 5 月 熊本大学客員教授（イノベーション推 進機構） 2016年 6 月 当社取締役（現任）	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 渡邊純二氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とする理由について

渡邊純二氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、電線及び電子部品業界に関する造詣が深く、熊本大学教授等の経歴及び高度な学術知識を活かして、当社に専門的な助言をいただくことで、当社の成長が促進されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、渡邊純二氏の社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

4. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約について

当社は、取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、当社定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。新山晃生氏及び渡邊純二氏は当該契約を締結しており、同氏らの再任が承認されますと、当社との間で当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、50万円または、法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 新山晃生氏は、現在及び過去5年間にて当社の親会社である古河電気工業㈱の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

6. 当社は、渡邊純二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者の 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1 再任	みなみ で よし はる 南 出 喜 治 (1950年3月23日)	1974年3月 中央会計事務所入所 1980年3月 公認会計士登録 2004年7月 当社入社 当社経理部長 2011年6月 当社常勤監査役（現任）	1,296株
2 再任	ど い ひろし 土 井 博 (1954年8月12日)	2000年10月 弁護士登録 2011年6月 当社監査役（現任）	0株
3 再任	みや もと けい こ 宮 本 圭 子 (1964年3月23日)	1992年4月 弁護士法人第一法律事務所入所 2007年12月 弁護士法人第一法律事務所社員 弁護士（現任） 2010年4月 大阪大学大学院高等司法研究科 客員教授（現任） 2016年6月 当社監査役（現任） 2017年6月 SRSホールディングス(株)取締役 (監査等委員)（現任）	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 土井博氏及び宮本圭子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、土井博氏及び宮本圭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 社外監査役候補者とする理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者とする理由について

土井博氏及び宮本圭子氏につきましては、弁護士として活躍されており、法律面を中心とした客観的・中立的な監査業務が期待されることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏らは直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断するものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、当社定款において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当社は、社外監査役候補者である土井博氏及び宮本圭子氏は当該契約を締結しており、同氏らの再任が承認されますと、当社との間で当該契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、50万円または、法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 土井博氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 宮本圭子氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市東成区神路三丁目 8 番36号

当社本店 多目的ホール

TEL 06-6975-1324

